

○旧旭東幼稚園園舎条例施行規則

平成11年1月26日

市教育委員会規則第2号

改正 平成20年12月25日市教育委員会規則第15号

(趣旨)

第1条 この規則は、旧旭東幼稚園園舎条例（平成10年市条例第50号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(職員等)

第2条 旧旭東幼稚園園舎（以下「旧園舎」という。）に指導員を置くことができる。

(職員等の職務)

第3条 職員は、岡山市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の命により旧園舎の事務を掌理し、入場者及び使用者に指導・助言を与え、並びに文化財の保存及び活用が円滑に進展するよう努める。

(公開及び使用時間)

第4条 旧園舎を公開し、及び使用することができる時間は、午前9時30分から午後4時30分までとする。ただし、教育委員会が必要と認めるときは、これを変更することができる。

(休所日)

第5条 旧園舎の休所日は、次のとおりとする。

- (1) 月曜日及び毎月の第2日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する「国民の祝日」並びにその前日及び翌日が「国民の祝日」である日。ただし、「国民の祝日」が前号に規定する休所日に当たるときは、その翌日
- (3) 年末年始（12月28日から12月31日まで及び1月2日から1月4日まで）
- (4) その他教育委員会が必要と認める日

(使用手続)

第6条 条例第2条の規定に基づき旧園舎を使用しようとする者は、旧旭東幼稚園園舎使用許可申請書（別記様式）を提出しなければならない。

(協議会の設置)

第7条 旧園舎の活用について協議するために、旧園舎運営協議会（以下「協議会」という。）を設けることができる。

2 協議会の組織及び運営については、別に定める。

第8条 この規則に定めるもののほか、旧園舎の管理及び運営について必要な事項は別に定める。

附 則

この規則は、平成11年3月1日から施行する。

附 則（平成20年市教育委員会規則第15号）

この規則は、公布の日から施行する。

別記様式(第6条関係)

旧旭東幼稚園園舎使用許可申請書

平成 年 月 日

岡山市教育委員会 様

使用責任者 住 所
氏 名

下記のとおり旧旭東幼稚園園舎を使用したいので申請します。
なお、使用については、旧旭東幼稚園園舎条例の規定を守ります。

記

使用目的	
使用日時	年 月 日 午前 時 分から 午前 時 分まで 午後 時 分から 午後 時 分まで
使用内容	・A室・B室・D室・中央遊戯室
使用団体	責任者 連絡方法
使用人数	
その他	

別記様式（第6条関係）